

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ (略)</p> <p>Ⅲ－２－２ 収益性の改善</p> <p>Ⅲ－２－２－１・Ⅲ－２－２－２ (略)</p> <p>Ⅲ－２－２－３ 監督手法・対応（早期警戒制度等）</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 早期警戒制度</p> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（収益性改善措置）。</p> <p>Ⅲ－２－２－４ (略)</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ (略)</p> <p>Ⅲ－２－２ 収益性の改善</p> <p>Ⅲ－２－２－１・Ⅲ－２－２－２ (略)</p> <p>Ⅲ－２－２－３ 監督手法・対応（早期警戒制度等）</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 早期警戒制度</p> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる銀行に関しては、<u>Ⅲ－２－３－１－５(４)①から③の対応等</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（収益性改善措置）。</p> <p>Ⅲ－２－２－４ (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－１ リスク管理共通編及び統合リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－１－１～Ⅲ－２－３－１－４ (略)</p> <p>Ⅲ－２－３－１－５ 監督手法・対応</p> <p>(１)～(３) (略)</p> <p>(４) 早期警戒制度の活用</p> <p>主要行等におけるリスク管理は、上記の着眼点等を踏まえた、統合リスク管理に向けた自発的取組みをベースとしつつ、上記(２)、(３)に基づく当局の検証等を通じ、適切な態勢の構築を促すこととする。</p> <p>一方で、個々のリスク等についても、例えば管理態勢の不備等により、結果としてリスクが顕在化し、<u>金融機関</u>の健全性に影響を与えることのないよう、Ⅲ－２－２－３(３)(収益性)、Ⅲ－２－３－２－<u>5</u>(１)③(信用リスク)、Ⅲ－２－３－３－３(１)③(市場リスク)、Ⅲ－２－３－４－３(１)③(流動性リスク)のそれぞれにおける早期警戒の枠組みを活用する。あらかじめ設定した個々のリスク等に関する基準に該当することとなった銀行に対しては、<u>ヒアリングや報告徴求等を行い、該当する個々のリスク等の実態を当該銀行のビジネスモデルや統合リスク管理の状況に照らして的確に把握するとともに、各銀行の自発的なリスク管理を補完する形で、より</u></p>	<p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－１ リスク管理共通編及び統合リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－１－１～Ⅲ－２－３－１－４ (略)</p> <p>Ⅲ－２－３－１－５ 監督手法・対応</p> <p>(１)～(３) (略)</p> <p>(４) 早期警戒制度の活用</p> <p>主要行等におけるリスク管理は、上記の着眼点等を踏まえた、統合リスク管理に向けた自発的取組みをベースとしつつ、上記(２)、(３)に基づく当局の検証等を通じ、適切な態勢の構築を促すこととする。</p> <p>一方で、個々のリスク等についても、例えば管理態勢の不備等により、結果としてリスクが顕在化し、<u>銀行</u>の健全性に影響を与えることのないよう、Ⅲ－２－２－３(３)(収益性)、Ⅲ－２－３－２－<u>6</u>(１)③(信用リスク)、Ⅲ－２－３－３－３(１)③(市場リスク)、Ⅲ－２－３－４－３(１)③(流動性リスク)のそれぞれにおける早期警戒の枠組みを活用する。あらかじめ設定した個々のリスク等に関する基準に該当することとなった銀行に対しては、<u>以下の①から③の対応等を行うこととする。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>的確なリスク管理を促すこととする。</u></p> <p>(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p>	<p>① <u>当局における分析</u> <u>基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、銀行が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。</u></p> <p>② <u>対話を通じた課題の明確化と共有</u> <u>構築した仮説に基づき、銀行の自己評価を十分に踏まえながら、当局と銀行との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</u></p> <p>③ <u>改善に向けた監督・対話</u> <u>共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。</u></p> <p>(注1) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対し、<u>上記①から③等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</u></p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p><u>なお、銀行による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっ</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１～Ⅲ－２－３－２－５ (略)</p> <p>Ⅲ－２－３－２－６ 信用リスク管理に係る監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>不良債権比率、大口与信（国際統一基準行については Tier 1 資本の額、国内基準行については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額で大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権</p>	<p><u>ては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するものとする。</u></p> <p><u>(注2) 個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しては、上記①から③の取り組み方を基本としつつも、銀行の規模・特性等に応じた対応を行うことに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理</p> <p>Ⅲ－２－３－２－１～Ⅲ－２－３－２－５ (略)</p> <p>Ⅲ－２－３－２－６ 信用リスク管理に係る監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>不良債権比率、大口与信（国際統一基準行については Tier 1 資本の額、国内基準行については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）の 10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額で大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>額)の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額)を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする(信用リスク改善措置)。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>Ⅲ－2－3－3 市場リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－3－1・Ⅲ－2－3－3－2 (略)</p> <p>Ⅲ－2－3－3－3 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>以下のいずれかに該当する銀行に対しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26</p>	<p>額)の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額)を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、<u>Ⅲ－2－3－1－5 (4) ①から③の対応等</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする(信用リスク改善措置)。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>Ⅲ－2－3－3 市場リスク管理</p> <p>Ⅲ－2－3－3－1・Ⅲ－2－3－3－2 (略)</p> <p>Ⅲ－2－3－3－3 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>以下のいずれかに該当する銀行に対しては、<u>Ⅲ－2－3－1－5 (4) ①から③の対応等</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>条に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</p> <p>イ. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行 (新設)</p>	<p>に基づき業務改善命令を発出するものとする（安定性改善措置）。</p> <p>イ. 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる銀行</p> <p>ロ. <u>以下の a. 及び b. により、深度ある対話を行う必要があると認められる銀行（国内基準行は、以下の b. iv）を除いて平成 31 年 3 月期より適用）</u></p> <p><u>a. 重要性テスト</u></p> <p><u>△EVE（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（以下「開示告示」という。）に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）の最大値が以下に該当する銀行は、下記 b. の対象とする。</u></p> <p><u>i) 国際統一基準行においては、Tier 1 資本の額の 15%を超える銀行</u></p> <p><u>ii) 国内基準行においては、自己資本の額の 20%を超える銀行</u></p> <p><u>b. オフサイトモニタリングデータの追加分析</u></p> <p><u>収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。具体的には、「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」（告示に定める自己資本の最低水準を上回る額をいう。以下このロ. において同じ。）との関係を基</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>本的な着目点としつつ、以下の観点等を踏まえ、銀行と深度ある対話を行う必要性について判断する。</u></p> <p><u>i) 「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係（国内基準行の「自己資本の余裕」には有価証券の含み損益を勘案する。）</u></p> <p><u>ii) 「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係</u></p> <p><u>iii) 「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係</u></p> <p><u>iv) 「金利ショックが将来収益に与える影響」（国内基準行は平成32年3月期より適用）</u></p> <p><u>（注1）銀行が、内部モデルを使用して銀行勘定の金利リスクを計測する場合には、モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報（目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等）、管理の枠組み（方針、検証の手順、組織体制等）及び検証の過程が適切に文書化されることを求めるものとする。また、監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する。</u></p> <p><u>（注2）銀行が、銀行勘定の金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、いわゆる行動オプション性（流動性預金の滞留、固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラインの実行等、金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響）を、内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することを求めるものとする。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ロ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が<u>総自己資本の額（国内基準行については、自己資本の額）</u>の 20%を超えるもの）に該当する銀行</p> <p>（注 1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>一. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記①、②の 2 種類の金利ショック）は銀行の選択に委ねられる。</p> <p>二. 上述のように、金利リスク量はコア預金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預金について、以下の a. 又は b. の定義を用いることとする。一度選択したコア預金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければ</p>	<p><u>（注 3）重要性テストに該当したことをもって、銀行が過大なリスクテイクを行っている」とみなされるものではない。また、オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。</u></p> <p>ハ. アウトライヤー基準（銀行勘定の金利リスク量（標準的金利ショック（①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又は②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が自己資本の額の 20%を超えるもの）に該当する国内基準行（上記ロ. の適用開始まで）</p> <p>（注 1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>一. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記①、②の 2 種類の金利ショック）は銀行の選択に委ねられる。</p> <p>二. 上述のように、金利リスク量はコア預金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預金について、以下の a. 又は b. の定義を用いることとする。一度選択したコア預金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ならない。</p> <p>a. ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年以内）として銀行が独自に定める。</p> <p>b. 銀行の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</p> <p>三. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を当局に説明できる場合には使用することができることとする（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対顧客レート予測推定に基づくリスク計算など。）。</p> <p>（注2）アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>（注3）ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられているため、上記③ロに基づく監督上の対応をするに当たっては、当該特殊事情を適切に勘案すること</p>	<p>ならない。</p> <p>a. ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年以内）として銀行が独自に定める。</p> <p>b. 銀行の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</p> <p>三. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を当局に説明できる場合には使用することができることとする（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対顧客レート予測推定に基づくリスク計算など。）。</p> <p>（注2）アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>（注3）ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられているため、上記ロ. 及びハ. に基づく監督上の対応をするに当たっては、当該特殊事情を適切に勘案</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-3-4 流動性リスク管理</p> <p>Ⅲ-2-3-4-1・Ⅲ-2-3-4-2 (略)</p> <p>Ⅲ-2-3-4-3 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（資金繰り改善措置）。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-3-4 流動性リスク管理</p> <p>Ⅲ-2-3-4-1・Ⅲ-2-3-4-2 (略)</p> <p>Ⅲ-2-3-4-3 監督手法・対応</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒</p> <p>預金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる銀行に関しては、預金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>Ⅲ-2-3-1-5 (4) ①から③の対応等</u>を行い、必要な場合には法第 24 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする（資金繰り改善措置）。</p> <p>(2) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ－２－３－４－４ （略）	Ⅲ－２－３－４－４ （略）
Ⅲ－２－３－５・Ⅲ－２－３－６ （略）	Ⅲ－２－３－５・Ⅲ－２－３－６ （略）